

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区組織条例の一部を改正する条例（1）……………1
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（2）……………1
- 世田谷区個人情報保護条例（3）……14
- 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例（4）……………15
- 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例（5）…14
- 世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例（6）……………15
- 職員の高齢者部分休業に関する条例（7）……………15
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例（8）……………16
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例（9）……………16
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（10）……………16
- 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（11）……………16
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（12）……………16
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（13）…17
- 世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（14）……………18
- 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（15）……………18
- 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例（16）……………18
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（17）……………18
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（18）……………19
- 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（19）……………20
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（20）……………20
- 世田谷区特定教育・保育施設及び

- 特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（21）……………20
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（22）……………20
- 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（23）……………21

### 規 則

- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7）……………21
- 世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則（8）……………21
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（9）……………21
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則（10）……………21

## 条 例

次に掲げる条例を公布する。  
令和5年3月6日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第1号**  
世田谷区組織条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第2号**  
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第3号**  
世田谷区個人情報保護条例
- 世田谷区条例第4号**  
世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第5号**  
世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第6号**  
世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第7号**  
職員の高齢者部分休業に関する条例
- 世田谷区条例第8号**  
世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第9号**  
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第10号**  
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第11号**  
世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第12号**  
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第13号**  
世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第14号**  
世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第15号**  
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第16号**  
世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第17号**  
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第18号**  
世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第19号**  
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第20号**  
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第21号**  
世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第22号**  
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第23号**  
世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区組織条例の一部を改正する条例

世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表保育部の項を削る。  
第2条の表子ども・若者部の項第2号中「母子」を「ひとり親家庭」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 保育に関すること。  
第2条の表保育部の項を削る。

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号を次のように改める。  
(4) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあっては1税目、土地又は建物に関する証明にあっては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。

第3条第3項に次の1号を加える。  
(5) 前号の規定にかかわらず、本籍又は

住所を同じくする家族の同一事項に関する証明（区税に関するものを除く。）	については、その人数にかかわらず1通につき1件とする。
-------------------------------------	-----------------------------

別表第1の102の項の次に次のように加える。

102の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
-------	---	-------------------	---------	----------

別表第1の106の項の次に次の1項を加える。

106の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
-------	---	------------------	----------	----------

別表第1の107の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の109の2の項中「第58条の規定による」を「第58条第1項の規定により」に改め、同表の109の3の項中「第58条の規定による」を「第58条第1項の規定により」に改め、同項の次に次の1項を加える。

109の4	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
-------	---	--------------------------	----------	----------

別表第1の121の項及び122の2の項中「に建築される」を「において建築等をする」に改め、同表の123の項中「建築の」を「新築又は一般地内認定建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。）（次項において「増築等」という。）の」に、「一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表の123の2の項中「又は一般地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の」を「若しくは一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物の増築等に関する特例の」に、「一般地内許可建築物又は一般地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（一般地内認定建築物又は一般地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期	
第1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	認定申請のとき。	
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） イ 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） ロ 共用部分（住宅の用途に供する共	建築物の総戸数が1戸のもの 4,700円 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円 建築物の総戸数が301戸以上のもの 185,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円

	用廊下、共用階段 その他共用部分を いう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円	
		ハ 非住宅の部分 (住戸の部分及び 共用部分以外の部分 をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
	(3) (1)及び (2)以外の 建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円	
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		26,000円		
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		80,000円		
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		126,000円		
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		160,000円		
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		200,000円		
2 1以外 の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）に規定する基準をいう。以下同じ。）による場合	21,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	35,000円	
	(2) 共同住	イ 住戸 誘導仕様	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円

# 世田谷区公報

宅等	の部分	基準による場合	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円
			建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円
		誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		508,000円	
	ロ 共用部分	建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000円	
ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	300,000円		

				トルを超え1,000平方メートル以内のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
	(3) (1)及び(2)以外の建築物			建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
第2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				変更認定申請のとき。
	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅			3,300円
		(2) 共同住宅等	イ 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円

世田谷区公報

		ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		6,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		11,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		18,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		56,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		88,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		112,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		140,000円
		ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		6,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		11,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		18,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		56,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		88,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		112,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		140,000円
(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		6,500円		
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		11,000円		
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		18,000円		
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		56,000円		
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		88,000円		
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		112,000円		
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		140,000円		
2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		15,000円	
		誘導仕様基準以外による場合		18,000円	
	(2) 共同住宅等	イ 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円	

	る場合	の	
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円
	誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
	ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		205,000円	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		247,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		290,000円	
ハ 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円	

			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	(3) (1)及び(2)以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

別表第3第3の部及び第4の部を次のように改める。

第3 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			認定申請のとき。	
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				
	1 申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅			5,100円
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		46,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		81,000円
	ロ 非住宅部分		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1000平方メートル未満のもの		16,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		27,100円
当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			80,400円		



				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
2 1 以外 の場合	(1) 一戸建 て住宅	誘導仕様基 準による場 合		当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円	
				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円	
		誘導仕様基 準以外によ る場合		当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	(2) (1)以外 の建築物	イ 住宅部 分	誘導仕様基準に よる場合		当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
					当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
					当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円
		誘導仕様基準以 外による場合		当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
		ロ 非住宅 部分	モデル建物法（ 一次エネルギー 消費量の算出に 用いるべき標準 的な建築物及び 省令第10条第1 号イ(1)に規定す る屋内周囲空間 の年間熱負荷（ 以下「屋内周囲 空間の年間熱負 荷」という。） の算出に用いる べきものとして 国土交通大臣が 定める建築物を 用いて評価する 方法をいう。第 4の部において 同じ。）による 場合		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
	当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			145,700円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			235,700円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			309,000円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			371,000円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			435,000円		
	標準入力法等（	当該非住宅部分の床面積の合計	227,100円			

				実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部及び備考第2項において同じ。)による場合	が300平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	284,400円 367,100円 523,700円 646,000円 763,000円 871,000円	
第4 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						変更認定申請のとき。
	1 申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅				3,700円	
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		6,900円 15,000円 32,000円 57,000円	
			ロ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		6,900円 11,800円 19,100円 56,400円 90,000円 113,000円 141,000円	
	2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		14,000円 15,000円	
			誘導仕様基	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メー		24,200円	

		準以外による場合	トル未満のもの		
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		27,000円
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円	
			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
		ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円				
標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			159,100円	
	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		199,200円		
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	
		当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円		
		当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円		

世田谷区公報

				0平方メートル未満のもの	
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第3第5の部2の款を次のように改める。

2 1 以外 の場合	(1) 一戸建て住宅	性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
		モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
		仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
	(2) (1)以外 の建築物	イ 住宅部分	性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
			フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円			
	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円			
	当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円			

			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
ロ	非住宅部分	モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
			標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円		
	当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円		

別表第3備考第6項中「法」を「建築物省エネ法」に改め、同表備考第7項から第9項までを削り、第10項を第7項とし、第11項から第13項までを3項ずつ繰り上げ、第14項を削り、同表備考第15項中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。)」を、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。)」を、「旨の認定の申請」の次に「(性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。)」を加え、同項を同表備考第11項とし、同表備考第16項中「省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により」を「共同住宅の建

築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(誘導仕様基準による場合に係るものに限る。)を行う場合又は」に改め、「旨の認定の申請」の次に「(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。)」を加え、同項を同表備考第12項とする。

- 附則  
(施行期日等)
- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
    - 次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第4項までの規定公布の日
    - 別表第1の102の項の次に1項を加える改正規定、同表の106の項の次に

- 項を加える改正規定、同表の107の項、109の2の項及び109の3の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに同表の121の項、122の2の項、123の項及び123の2の項の改正規定  
令和5年4月1日
- この条例による改正後の第3条第3項の規定は、平成30年3月6日から適用する。  
(経過措置)
- 令和4年10月1日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の認定を受け、又は同法第53条第1項の規定による認定の申請(同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。)がなされて

いる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和4年10月1日において現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受け、又は同法第34条第1項の規定による認定の申請（同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。）がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

世田谷区個人情報保護条例

世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の全部を改正する。（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、区における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、区民の基本的な権利の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用用語の例による。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的な権利を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 区は、法第66条に規定する措置を行うため、規則で定めるところにより必要な基準を整備しなければならない。

（世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等）

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前条第2項に規定する基準を策定し、又は改廃しようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審議会にその報告をするものとする。

(1) 法第66条に規定する措置その他個人情報保護に関する取組のうち規則で定めるものを行った場合

(2) 法第68条第1項の規定により個人情報保護委員会に保有個人情報の漏えい等について報告した場合

（総括個人情報保護管理者の設置等）

第5条 区は、個人情報の適正な管理及び保護に関する事務を総括するため、総括個人情報保護管理者を置くものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び保護の実施を図るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、個人情報の適正な管理及び保護の実施を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、その職務を補佐する者として、個人情報保護担当者に指定し、保有個人情報の管理及び保護に関する事務を担当させるものとする。

5 区は、個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置くものとする。

（条例要配慮個人情報）

第6条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる記述等とする。

- (1) 国籍についての記述等
- (2) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号。次号において「多様性条例」という。）第2条第6号に規定する性的マイノリティについての記述等
- (3) 多様性条例第2条第7号に規定するドメスティック・バイオレンスについての記述等

（条例個人情報ファイル簿）

第7条 実施機関は、その保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載した帳簿（次項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 法第75条第2項及び第3項の規定は、条例個人情報ファイル簿の作成及び公表について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前条第2項第1号から第10号まで」とあるのは、「前条第2項第1号から第8号まで及び第10号」と読み替えるものとする。

（開示決定等の期限）

第8条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に

対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うべきとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第9条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の費用については、区長が別に定める。

（訂正決定等の期限）

第10条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うべきとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

（利用停止決定等の期限）

第11条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限（実施状況の公表）

第12条 区長は、毎年1回、実施機関による保有個人情報の管理等の状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（国等への要請）

第13条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の世田谷区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第13条第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第19条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報等をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

6 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成4年3月世田谷区条例第2号」を「令和5年3月世田谷区条例第3号」に改める。

第2条第1項第1号中「実施機関（」を削り、「、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。）」を「又は農業委員会」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「、個人情報保護制度及び電子計算組織」を削り、「実施機関」を「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は議会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 審議会は、個人情報保護制度及び電子計算組織の運営に関する重要事項について、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会に対して提言することができる。

第9条中「から」を「に」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第43条」を削る。

第7条第1項中「から」を「に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 審査会は、条例諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、実施機関（世田谷区情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示決定等（同条例第11条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る行政情報（同条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。）の提示を求め、又は区長に対し、利用決定等（世田谷区公文書管理条例第16条各項の決定をいう。）

に係る特定重要公文書（同条例第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）の提示を求めることができる。  
第7条第3項中「から」を「に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第43条の規定により世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例第1条の2第1項に規定する審査会に諮問をした事案であって、この条例の施行の際に当該諮問に対する答申がされていないものについての調査審議の手続は、この条例による改正後の第1条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（同条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認）

第2条 高齢者部分休業の承認は、その職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲において規則で定める範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第3条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

# 世田谷区公報

（休業時間の延長）

第4条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（給与の減額）

第5条 職員（次項に規定する職員を除く。）が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第18条に規定する区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に給与条例第18条に規定する区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、幼稚園教育職員給与条例第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額及び幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を幼稚園教育職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「希望」の次に「の申出」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による使用の希望の申出において、けやき施設の使用を希望することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

第7条第3項中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による使用の申請において、けやき施設を使用しようとする日である日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。

第8条第1項及び第9条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日以前に行った世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出又は同条例第7条第1項の規定による使用の申請に係るけやき施設（同条例第2条第1項に規定するけやき施設をいう。）の使用の手続については、この条例による改正後の第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第2条第1項第4号又は第5号」を「第2条第1項第4号」に、「同条例」を「同条例第1条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第2条第1項第4号又は第5号」を「第2条第1項第4号」に、「同条例」を「同条例第1条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2号を次のように改める。

2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。

別表第2備考第3号及び第4号を削る。

第2条 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立世田谷福祉作業所の項の次に次のように加える。

世田谷区立世田谷福祉作業所分場	東京都世田谷区下馬二丁目31番15号
-----------------	--------------------

別表第2世田谷区立世田谷福祉作業所の項の次に次のように加える。

世田谷区立世田谷福祉作業所分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援
-----------------	--------------------

別表第2備考第2号中「世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場」の次に「世田谷区立世田谷福祉作業所分場」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 世田谷区立世田谷福祉作業所分場に係る世田谷区立障害者福祉施設条例（以下「条例」という。）第14条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、施行日以前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 世田谷区立世田谷福祉作業所分場に係る条例第7条第1項の規定による利用の申請の受付及び利用の承認その他の施設の利用のために必要な準備行為は、施行日以前においても行うことができる。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2



項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第51条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第51条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第51条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該

自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、障害児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第61条中「、第44条」を削る。

第66条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第75条中「第47条から第51条まで」を「第47条から第51条の3まで」に改める。

第95条及び第100条中「第50条」の次に「、第51条の2、第51条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第44条及び第61条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第51条の2（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第51条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置）

3 改正後の条例第51条の3第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの

間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

第48条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第48条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）  
第48条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第56条中「第44条から第48条まで」を「第44条から第48条の3まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第41条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第48条の2（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第48条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども・子育て会議条例（平成26年9月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条の規定により設置する世田谷区児童福祉審議会をいう。）」に改め、同条第2項中「最低基準を」の次に「常に」を加える。

第5条第1項中「超えて」の次に「、常に」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。  
（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、その利用者の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  
（自動車運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。  
（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「若しくは」を「又は」に、「必要な措置を講ずる」を「、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

世田谷区立産後ケアセンター条例（平成29年10月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業）

第20条 助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業の内容その他必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のよう

に改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第31条中「その結果」を「これらの結果」に改める。

第2条 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の2」を「第20条の4」に改める。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第11条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条第2項を次のように改める。

2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。以下この項において同じ。）は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研

修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第20条第3項から第5項までを削る。  
第20条の2を次のように改める。

第20条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的にその職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。

3 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第1章中第20条の2の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第20条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第20条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止す

る装置（以下「ブザー等」という。）を備え、児童の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

第74条に次の1項を加える。

9 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第79条中「第69条第2項」の次に「、第74条第9項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第20条の3の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に、この条例による改正後の第20条の4第2項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用

乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、利用乳幼児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）第3条に規定する家庭的保育事業者等（以下「家庭的保育事業者等」という。）において省令第1条第2項に規定する利用乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にこの条例による改正後の第8条の3第2項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

世田谷区幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 認定子ども園は、その職員による教育及び保育の実施に際して、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（子どもの移動のために運行する自動車等の基準）

第16条の2 認定子ども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定子ども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（子どもの移動のために運行する自動車等の基準に係る経過措置）

2 幼保連携型認定子ども園以外の認定こ

ども園（以下「認定子ども園」という。）において、この条例による改正後の第16条の2第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、当該認定子ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

世田谷区幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「保育」の次に「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を加える。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第21条第1項中「（満3歳未満の園児については、その行った保育。以下同じ。）」を削る。

第2条 世田谷区幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第25条」を「第25条第2項」に改める。

第18条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第18条 幼保連携型認定子ども園は、感染症又は非常災害の発生時において、その園児の教育及び保育を継続的に実施すること並びに非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定子ども園は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定子ども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第19条第1項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第24条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合で

あって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第25条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条後段中「、第26条中「教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、」とあるのは「特定地域型保育を提供するときは、教育・保育給付認定子どもに対し」とを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の部(3)の款世田谷区立深沢一丁目緑地の項から世田谷区立深沢の杜緑地の項までを次のように改める。

世田谷区立深沢こもれび緑地	東京都世田谷区深沢六丁目5番7号
世田谷区立深沢の杜緑地	東京都世田谷区深沢八丁目14番1号
世田谷区立深沢一丁目緑地	東京都世田谷区深沢一丁目28番11号
世田谷区立深沢二丁目緑地	東京都世田谷区深沢二丁目13番13号

附則

1 この条例は、令和5年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の白から施行する。

2 施行日前に、世田谷区立深沢こもれび緑地に相当する世田谷区立深沢六丁目緑地広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立深沢こもれび緑地に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第23条の3の見出し中「業務」を「業務等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区立自転車等駐車場の適正な管理を行わなければならない。

第23条の4を削る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年3月6日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第7号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第8号

世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第9号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第10号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「申出者」を「申出をする者」に改め、同項第3号中「代表者」を「団体の代表者」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 団体の連絡者（代表者に連絡を取ることができない場合において、連絡先となる者をいう。）の住所、氏名及び電話番号

第7条第1号中「代表者」を「その代表者」に改める。

第8条第2項中「ワークショップ室に限る」の次に「。以下「文生センターのワークショップ室」というを加え、同条第4項中「別表3の項に規定する施設（ワークショップ室に限る。）」を「文生センターのワークショップ室」に、「で、使用」を「であって、その使用」に、「3月前」を「当該使用を希望する日の属する月の3月前」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例第6条第3項ただし書の規則で定

める場合は、前項に規定する場合とする。第11条に次の1号を加える。

(1) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた団体、学校等

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立総合運動場条例施行規則（平成20年3月世田谷区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(トレーニングルームの使用の手続)

第7条 体育館（トレーニングルーム）を使用しようとする者は、利用料金を納付し、トレーニングルーム利用券（以下「利用券」という。）又は条例第17条第1項に規定する回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券と引換えに利用券の交付を受けなければならない。

2 利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。

3 体育館（トレーニングルーム）を使用する者は、使用に際し、利用券を係員に提出しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、利用料金の免除を受けた者に係る使用の手続は、指定管理者が別に定めるところによる。第9条を次のように改める。

(水泳場の個人による使用の手続)

第9条 第7条の規定は、水泳場の個人による使用の手続について準用する。この場合において、同条第1項中「体育館（トレーニングルーム）を」とあるのは「水泳場を個人で」と、「トレーニングルーム利用券」どあるのは「温水プール利用券」と、同条第3項中「体育館（トレーニングルーム）を」とあるのは「水泳場を個人で」と、同条第4項中「の免除」とあるのは「が無料である者及び利用料金の免除」と読み替えるものとする。別表第4備考を次のように改める。

備考 回数券は、体育館（トレーニングルーム）又は水泳場を個人で使用する場合に限り、使用することができる。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年11月世田谷区規則第120号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の部世田谷区立深沢六丁目緑地広場の項を削る。

附則

この規則は、令和5年3月31日から施行する。

--	--	--

--	--	--

--	--	--